

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 9 月 1 0 日
契 約 業 者 名	新井土木 (株)
契 約 業 者 の 住 所	茨城県常総市大房 2 7
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸三反田下流地区築堤工事
工 事 場 所	茨城県ひたちなか市三反田地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	工事請負契約書第 6 2 条の規定に基づく 令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等による変更
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 5 日
工 期 (至)	令和 7 年 2 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 8 4 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 , 4 5 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 8 7 , 2 5 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	工事請負契約書第 6 2 条の規定に基づく 令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等による変更

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 7 日
契 約 業 者 名	新井土木 (株)
契 約 業 者 の 住 所	茨城県常総市大房 2 7
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸三反田下流地区築堤工事
工 事 場 所	茨城県ひたちなか市三反田地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 法覆護岸工 (2 工区) 2. 水道管布設工 (2 工区) 3. 付帯道路工 (2 工区) 4. 河川土工 (3 工区)、法覆護岸工 (3 工区)、付帯道路工 (3 工区) 5. 構造物撤去工 (2 工区) 6. 共通仮設費
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 5 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 8 7, 2 5 3, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 5 6, 5 4 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 4 3, 7 9 3, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 法覆護岸工 (2 工区) 堤防新設のため分断される道路の機能復旧及び詳細設計に伴い、コンクリートブロック積及び連節ブロック張を追加する。 2. 水道管布設工 (2 工区) 築堤の支障となる水道管の移設が必要となるため、水道管布設工を追加する。 3. 付帯道路工 (2 工区) 水路の延伸に伴い、アスファルト舗装及び側溝を増工する。 4. 河川土工 (3 工区)、法覆護岸工 (3 工区)、付帯道路工 (3 工区) 築堤法尻処理方法が見直され、市道の切り回しを行ったことに伴い、路体盛土、張芝及びアスファルト舗装を増工する。 5. 構造物撤去工 (2 工区) 築堤の支障となる立入防止柵が移設となったため、立入防止柵復旧を追加する。 6. 共通仮設費 1) 現場から剥ぎ取った表土の敷均し場所変更に伴い、表土運搬処理を追加する。 2) 工事施工箇所近傍の既設井戸に対する影響の有無を把握するため、井戸観測を追加する。

（第3回） 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 2 5 日
契 約 業 者 名	新井土木（株）
契 約 業 者 の 住 所	茨城県常総市大房 2 7
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸三反田下流地区築堤工事
工 事 場 所	茨城県ひたちなか市三反田地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 河川土工（1 工区、2 工区、3 工区） 2. 法面補強工（2 工区） 3. 付帯道路工 4. 河川土工（3 工区）、法覆護岸工（3 工区）、付帯道路工（3 工区） 5. 水道管布設工（2 工区） 6. 構造物撤去工 7. 仮設工 8. 共通仮設費
工 期（自）	令和 6 年 4 月 1 5 日
工 期（至）	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 4 3, 7 9 3, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 3 2, 1 2 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	2 7 5, 9 1 3, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 河川土工（1 工区、2 工区、3 工区） 現地精査の結果、地盤形状に差異があり盛土量を精査する。（増） 2. 法面補強工（2 工区） ガードレール裏の法面を補強するため、モルタル吹付を追加する。（増） 3. 付帯道路工 （1 工区）現地精査の結果、側溝工を精査する。（減） （2 工区）現地精査の結果、縁石工を精査する。（減） （2 工区）坂路設置に伴い、ガードレールを追加する。（増） （3 工区）現地精査の結果、アスファルト舗装工を精査する。（減） 4. 河川土工（3 工区）、法覆護岸工（3 工区）、付帯道路工（3 工区） 築堤法尻処理方法が見直され、市道の切り回しを行ったことに伴い、路体盛土、張芝 及びアスファルト 舗装を増工する。（増） 5. 水道管布設工（2 工区） 築堤の支障となる水道管の移設が必要となるため、水道管布設工を追加する。（増） 6. 構造物撤去工 （2 工区）築堤の支障となる排水管、集水橋、及び排水側溝蓋の撤去が必要となるた め、排 水構造物撤去工を増工する。（増） （3 工区）築堤の支障となる現況道路における構造物取壊し工を増 工する。（増） 7. 仮設工 （1 工区）鋼矢板打設において土砂の飛散を防ぐ対策として、汚濁防止工を追加する。（増） （1 工区）盛土量の精査に伴い、交通誘導警備員を精査する。（減） （2 工区）盛土量の精査に伴い、交通誘導警備員を精査する。（増） 8. 共通仮設費 施工範囲の一部分に木根等処分を追加したため準備費を増工する。3次元起工測量・3次元設計データの作成 費用（ICT）、3次元出来形管理・3次元データの納品等の費用（ICT） 、流量調査費、ICT活用効果調査費、 労務費調査、遠隔臨場が発生したため技術管理費を増工する。現場協議の結果、快適トイレを設置したため 営繕費を増工する。